公　　示　　日：2023 年 11 月 22 日（水）
調達管理番号：23a00769
国　　名：ブラジル
担 当 部 署：中南米部南米課
調 達 件 名：ブラジル国劣化農地の畑地転換事業形成支援
適用される契約約款：
・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：劣化農地の畑地転換事業形成支援
（２） 格　付　　：2 号
（３） 業務の種類：その他調査・業務等

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2024 年 1 月上旬から 2024 年 8 月下旬
（２） 業務人月：3
（３） 業務日数：
・ 第 1 次 準備業務 10 日、現地業務 15 日、整理業務 2 日
・ 第 2 次 準備業務 20 日、現地業務 15 日、整理業務 8 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提　　出　　期　　限：2023 年 12 月 6 日（水）（12 時まで）
（４） 提　　出　　方　　法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。
なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023年12月15日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4.　簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）　業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	18点
②業務実施上のバックアップ体制	2点

（２）　業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国・地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
	（計100点）

類似業務経験の分野	熱帯圏の農業開発および土壌改良に係る各種業務
対象国及び類似地域	ブラジル
語学の種類	ポルトガル語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人は、今後実施予定の基礎情報収集・確認調査への応募・参加を認めません。

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

2022 年初に始まったロシアによるウクライナ侵攻の影響により世界的な食料供給不足が発生し、また、世界の食料需要量は 2050 年には 2010 年比で 1.7 倍に増加するとの見通しもあり、食料安全保障は日本を含む地球規模の喫緊の課題となっている。SDGs 目標 2「飢餓」においても「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する」という目標が掲げられている。ブラジル連邦共和国（以下、「ブラジル」）は世界で有数の農産物生産国であり、大豆やトウモロコシは世界一の輸出量を誇る。世界の食料安全保障において、ブラジルが果たす役割は大きい。同時に、ブラジル政府は 2030 年までに森林伐採をゼロにすることを主要政策に掲げ、環境保全と気候変動対策を重視した開発計画を進めている。現在ブラジルには約 8 千万 ha に及ぶ広大な劣化農地が存在しており、ブラジル政府は、今後 10 年間で 4 千万 ha の劣化農地を改良して畑地に転換することにより、新たに森林を伐採することなく食料増産に繋げる政策を掲げている。また、ブラジル政府は農業戦略計画（2020-2031）において持続可能な農業の推進を掲げて低炭素農業に取り組んでおり、2016 年には低炭素農業推進政策（ABC、2022 年に ABC+に改訂）を策定した。ブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）は同政策のうち、低炭素農業実現のためのモニタリング体制の確立、熱帯圏低炭素型農業技術の開発、農地炭素貯留技術等の開発に取り組んでいる。他方、ブラジル政府はこれらの政策を実施するための資金面、技術面の支援を必要としている。農地拡大のための新たな森林伐採を行うことなく既存の劣化農地を改良する取組は、日本を含む世界の食料安全保障および気候変動対策に貢献しうる取り組みであり、実施意義は大きい。他方、劣化農地の畑地転換を進めるにあたっては、ブラジル政府が掲げる壮大な計画（今後 10 年間で 1,200 億ドルの投資を通じ 4 千万 ha の劣化農地

を改良する）において、JICA として協力可能な分野を十分に絞り込むことが必要となる。加えて、対象地域が広範囲にわたるとともに、ブラジル農務省、EMBRAPA、各州政府等、関係機関が複数存在することから、様々な地域の特性や関係者の意向を踏まえた事業内容の検討が必要となる。さらに、資金協力の効果的な実施方法、技術協力におけるニーズや移転可能な技術の特定等、検討すべき事項は多岐にわたり、これらを今後実施する基礎情報収集・確認調査において綿密に確認していく予定である。調査実施に先立ち、過去のブラジル農業分野の協力実績も踏まえた JICA による支援可能なシナリオを念頭に、具体的な確認事項をブラジル側関係機関とも調整しながら詳細かつ迅速に検討する必要があるため、調査 TOR の策定には、本分野における専門的な知見およびブラジル関係機関との強力なネットワークを有する人材の協力が不可欠である。加えて、基礎情報収集・確認調査の実施段階においても、ブラジル側各関係機関と JICA の間での調査進捗の共有や方針協議、更には日本国内の関係機関との調整に際し、ブラジル農業分野及び JICA スキームに精通した人材による助言が必要である。

7. 業務の内容

ブラジル側関係機関との協議を通し、基礎情報収集・確認調査での調査項目を特定し、ブラジル側の合意を得るとともに、同調査の進捗及び結果を踏まえた事業形成の方向性について JICA への助言及びブラジル側との調整を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2024 年 1 月上旬～2024 年 1 月中旬）

① JICA 中南米部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。

② 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ブラジル政府作成の関連文書等を参照し、劣化農地の畑地転換に係る現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。

③ JICA 中南米部及びブラジル事務所・ブラジリア出張所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

（２） 第 1 次現地業務（2024 年 2 月上旬～2024 年 2 月下旬）

① ブラジル側関係機関との協議を行い、基礎情報収集・確認調査における調査項目についてすり合わせを行う。

② 事業形成に向けたブラジル側のニーズ・詳細情報を整理・分析し、ブラジル側関係機関、JICA 側双方に対し技術的助言を行う。

（３） 第 1 次整理業務（2024 年 2 月下旬～2024 年 3 月上旬）

第１次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 中南米部に提出し、報告する。

（４） 第２次準備業務（2024 年４月中旬～2024 年５月中旬）

基礎情報収集・確認調査の進捗や結果を確認する。そのうえで、現状分析、課題の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針について JICA に助言を行う。

（５）第２次現地業務（2024 年６月上旬～2024 年６月下旬）

基礎情報収集・確認調査の進捗や結果を踏まえ、ブラジル側との調整が必要な事項について関係機関との協議を行う。

（６）第２次整理業務（2024 年７月上旬～2024 年７月中旬）

第２次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 中南米部に提出し、報告する。

（７）整理業務（2024 年８月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

・和文２部（電子データ）

（２）現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。

・和文２部（電子データ）

ただし、第２次現地業務結果報告書（和文）は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（３）専門家業務完了報告書（和文２部、電子データ）

2024 年８月 16 日(金)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 中南米部及びブラジル事務所に提出し、報告する。

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「ＸＩ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇔ドーハ⇔ブラジリアを標準とします。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

②　現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③　便宜供与内容

ア）　空 港 送 迎：あり

イ）　宿 舎 手 配：あり

ウ）　車両借上げ：あり

エ）　通 訳 傭 上：なし

オ）　現地日程のアレンジ：必要に応じてスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ）　執務スペースの提供：なし

（２）　参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・日伯 セラード農業開発協力事業合同評価調査総合報告書11685948.pdf

(jica.go.jp)

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所／ブラジリア出張所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

⑤公用旅券での入国が必要となります。

⑥発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を 求めることができます。

以上